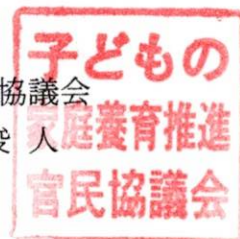


令和7年7月7日

こども政策担当大臣
三原じゅん子 殿

子どもの家庭養育推進官民協議会
会 長 熊 谷 俊 人



家庭養育推進に向けた提言

子どもの家庭養育推進官民協議会の取組に対し、平素から格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会は、虐待や親の養育困難などにより実の親と暮らすことができない子どもたちを支援することを目的とした全国初の官民連携組織として、平成28年4月4日（養子の日）に発足し、特別養子縁組、里親委託、親子分離予防や家族再統合などの取組を推進しています。

これまで本協議会が提言してきました子どもの権利擁護、子どものパーマネンシーの保障に向けて、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化、特別養子縁組制度の改正、子ども家庭支援体制の強化など、子どもの最善の利益の視点に立った法制度の大きな改革を進められてきたことを高く評価するとともに、関係者の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表します。

現在、こども家庭庁発足から2年が経過し、令和4年に改正された新たな児童福祉法も昨年4月から施行されました。これらを踏まえ、各地方自治体においては「社会的養育推進計画」が見直され、今年度よりあらためて子どもたちの最善の利益の実現に向けた諸施策が推進されるものと期待をしております。こども家庭庁におかれては、その取組みが前向きかつ円滑に進められるよう、地方自治体に対する必要な支援をよろしくお願いいたします。

また、子どもの最善の利益を実現するために、国と地方、関係団体が連携して、家庭養育優先原則を踏まえたソーシャルワークを含む地域の子ども・子育て支援体制の一層の強化や、家庭支援に資する事業の更なる充実を強く要望いたします。

1. 子どもの権利擁護に向けた取組の推進

子どもの権利条約やこども基本法について、児童福祉関係者への周知啓発を進めるために、十分な支援措置と予算措置を講ずること。

特に、意見表明等支援事業の円滑な施行に向けて、意見表明等支援員の養成・確保等に十分な支援措置と予算措置を講ずること。

2. 里親制度及びファミリーホームの見直しを検討する場の創設

- ① 現在の専門里親制度を見直し、医療的ケアが必要なこどもや、行動障害や発達障害、愛着障害等の様々な課題を持ったこどもを対象とし、一定の専門性を有する里親類型の創設（里親養育の職業化）を検討すること。あわせて、こどもの養育にあたり必要な支援の内容や程度に応じた柔軟な里親委託を推進するために、ショートステイ里親や一時保護里親（乳幼児短期緊急里親）、親子支援里親などの類型の創設を検討すること。その際、加算制度の導入や研修制度の整備等を行うこと。
- ② ファミリーホームに委託されている子どもの46.5%が障害児であり、児童養護施設で対応できないケアニーズの高い子どもも措置されていることから、ファミリーホームの定員を原則4人とした上で4～6人の子どもの委託を可能とし、手厚い養育体制を整えていただきたい。また、家庭養護としての位置づけをあらためて明確にするとともに、障害児への加算や定員払いの検討など措置費の見直しを行うこと。
- ③ 乳幼児緊急里親や乳幼児専門のファミリーホーム（定員3～4人）など、乳幼児の里親委託を進めるための制度の構築や補助事業の創設を検討すること。
- ④ 上記の諸施策を検討し、里親制度やファミリーホーム制度を総合的に見直すために、検討の場を設置すること。

3. 里親養育の質の向上と養育里親の確保に向けた施策

- ① 里親養育の質の確保に資するよう、更新制の見直しを含めて研修制度を抜本的に拡充するとともに、養育里親登録要件の全国基準の設定について検討すること。
- ② 里親制度の普及啓発にあたっては、里親家庭で暮らす子どもが、学校や医療現場など日常生活において、様々な配慮が必要となることに留意し、関係機関への周知徹底や、研修機会の確保を図ること。
- ③ 虐待・DVのおそれがある場合と同様に、里親・ファミリーホーム等の社会的養護下の子どもたちの保育所等（幼稚園、認定こども園、児童発達支援センター等を含む）の優先利用が全国どの自治体でも実施されるよう更なる周知徹底を図ること。また、里親等に委託された子どもが、里親等の所在市町村の要保護児童対策地域協議会の支援対象であることや地域子ども・子育て支援事業が利用可能なことを明確化するとともに、障害児計画支援の対象とするなど、社会的養護下の子どもが地域の支援サービスを確実に利用できる体制を整備すること。
- ④ 里親制度の普及、里親子間の愛着関係の形成及び子どもの心身の健全な発達のため、子どもの年齢に応じて、里親が正式な受託に至る前のマッチングの期間中も含めて、一定期間、柔軟に休業できる制度を検討すること。
- ⑤ 昨今の物価高騰等の社会情勢を勘案するとともに、里親養育に係る経済的負担の軽減を図り、潜

在的な里親希望者の掘り起こしに繋がるよう里親手当の拡充を行うこと。特に中高生等の高学齢児の委託については、食費等の生活費がより多くかかることも踏まえて経済的支援を拡充すること。

- ⑥ 里親ショートステイを推進するため、ショートステイの調整およびソーシャルワークを担うコーディネーターを、児童家庭支援センターや里親支援センターに登録里親数やショートステイの実績に応じて配置すること。
- ⑦ 里親のピアサポートを推進するため、国による補助金等の仕組みを検討すること。
- ⑧ 親族や知人による里親養育を進めるため、方針を策定し、親族里親手当や里親登録手続きの見直しを行うこと
- ⑨ 里親の意見表明の場を公的に設置（制度化）すること。

4. 里親支援センター（フォスタリング機関）の体制整備と十分な予算措置

- ① 里親支援センターについて、里親のリクルート及びアセスメント、登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援等の業務を円滑に実施し、孤立しがちな里親やファミリーホームを 24 時間支えることを含めて十分な支援ができるよう、里親支援センターに対する十分な職員の配置基準の設定と予算措置を講ずること。
- ② 改正児童福祉法が求める市区町村での包括的・計画的な相談支援の強化に向け、家庭支援事業の一つである子育て短期支援事業（里親家庭での子どもショートステイ、親子ショートステイ）を里親支援センター及びフォスタリング機関や児童家庭支援センターの任意事業に位置づけ、その提供量に比例した調整担当者、里親支援担当者を確保できる人件費の加算を設けること。
- ③ 里親家庭の力や環境を活かした親子分離予防と親子関係再構築支援の強化に向け、里親家庭での親子宿泊による支援（養育訓練、親子関係づくり支援）を里親支援センター及びフォスタリング機関の任意事業（「その他独自の親子支援事業」等）に位置づけ、その提供量に比例した調整担当者、里親支援担当者を確保できる人件費の加算を設けること、又は里親型の親子宿泊事業構築に向けた実証モデル事業を実施すること。
- ④ 里親支援センターに地元の里親会の役員等の里親経験者を配置すること等により、地域の里親との連携ができる体制の整備を推奨すること。また、里親支援センターが率先して里親委託ガイドラインに基づく里親会支援を進めるよう推奨すること。

5. 子ども家庭支援体制の強化と充実

- ① 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく社会的養育を推進するためには、市町村等の地域の支援体制づくりに係る支援、家庭養育移行やパーマネンシー保障のための専任チーム体制の整備、児童自立生活援助事業を活用した自立支援の強化など、児童相談所の果たすべき役割が大きい。そのためには、里親への養育支援の充実を含め、職員体制の大幅な強化が必要なため、配置基準の見直しや地方交付税の増額措置、新たな交付金の創設等を含め、国として対策を講じること。とりわけ小規模な自治体の人材確保については、社会的養護施設からの在籍出向を促すなど国として積極的に取り組むこと。
- ② 一時保護や特別養子縁組の申し立て等に必要な児童相談所の弁護士配置について、財政支援を強化すること。

- ③ 中核市の児童相談所設置においては、準備段階においても児童相談所を設置している自治体に職員を派遣する等により、設置市と同等の業務を担っていることから、国は市が児童相談所設置市に移行前の準備段階においても財政支援を拡充すること。また、中核市は都道府県と異なり広域性に欠けるため、要保護児童の社会的養育は市外の里親等に委託せざるを得ない傾向にある。これは、児童相談所の設置を目指す中核市において大きな課題であり、里親委託の促進に当たっては、国において、自治体の枠を超えた広域的な仕組みを創設すること。
- ④ 市区町村こども家庭センターについては、効果的な家庭支援を実施できるよう、児童人口に応じた職員配置基準を法律で定めるなど、市区町村による相談援助業務を最重視した抜本的な予算措置を行うこと。
- ⑤ 「こども家庭ソーシャルワーカー」について、資格取得促進のための方策を講じるとともに、今後の取得状況等を踏まえて、国家資格化に取り組むこと。
- ⑥ 児童心理司についての研修を法定化すること。また、児童福祉司、児童心理司等に配置されてからの研修が必要であり、家庭裁判所の調査官と同様の研修期間を確保すること。スーパーバイザーについても同様に一定期間、業務を離れて集中研修が必要であること。さらに処遇面についても、社会福祉手当など増額すること。
- ⑦ 地域・家庭からの相談件数が増加している児童家庭支援センターについて、市町村や児童相談所、里親支援センター等と連携して取り組む虐待予防やパーマネンシー保障、家庭養護推進（里親養育支援）機能を強化するため、職員配置基準を改善するとともに、地域における里親レスパイトケアを推進するため、児童家庭支援センターにおける里親支援担当職員を創設すること。また、本体施設外に地域支援として設置された児童家庭支援センターについては家賃補助費を設けることなど、市町村と連携した質の高い在宅支援サービスの提供を可能とするための体制整備に必要十分な財政支援を強化すること。その際に義務的経費化、措置費化も検討すること。
- ⑧ 調査研究事業等で好事例を収集し、周知・啓発する等、児童家庭支援センターへの在宅指導委託措置の活用を積極的に推進すること。
- ⑨ 性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた取組について、被措置児童等虐待を行った者のデータベース化を含めて、しっかり進めること。

6. 在宅支援メニューの充実と包括的在宅措置制度の創設

- ① 市区町村による在宅支援を強化するため、市区町村こども家庭センターが支援に活用できる子育て短期支援事業（短期入所生活援助、親子入所等支援）、子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業について、提供量の抜本的拡大に必要十分な財源措置を講じること。
- ② 児童相談所による指導措置（2号措置）の市町村指導委託は十分に活用されておらず、活用されている場合も指導に終始し、支援メニューの無料利用が可能となる措置費の裏付けがない。児童福祉法が掲げる家庭養育原則（保護者支援）の実現に向けた在宅支援の実効性を担保するため、要保護性等に基づく市町村の措置決定を受けた児童が、上記①に挙げた事業や保育所利用など必要なサービスを包括的に無償利用できる在宅措置制度の創設を検討すること。また、その際のサービスについて、子ども・子育て支援や社会的養護に関わる民間機関、障害児支援機関やNPO法人が提供

できる事業体系や、その提供量に応じて措置費が支弁される仕組みを検討すること。

- ③ 今般拡充された児童自立生活援助事業について、悪質な事業者が参入し、子どもの権利を侵害するのを防ぐため、届出制の見直しや職員資格要件の厳格化、第三者評価制度の導入などを検討すること。

7. 特別養子縁組の推進

- ① 子どもの出自を知る権利を保障し、不適切な国際養子縁組を防ぐため、民間養子縁組団体のデータを一元的に管理し、国際養子縁組の可否を判断する中央養子縁組機関の創設を検討すること。また、特別養子縁組後の里親会や支援機関による支援を含めて養子縁組家庭への中長期的な支援体制の整備などの社会的基盤づくりに向けた財政措置を行うこと。
- ② 育児・介護休業法において、養子縁組を前提として養育している子どもについては、子どもの年齢に関係なく、特別養子縁組を前提とした養育が始まってから1年間は育児休暇を取得できるよう法改正を検討すること。
- ③ 改正民法の趣旨について児童相談所をはじめ関係機関に正しく周知するとともに、児童相談所長による申し立ての好事例集を示すなど、特別養子縁組を必要とする子どもにその機会が保障されるよう、特別養子縁組を進めるための指針を定めること。
- ④ 養子縁組の実態を把握するため、児童相談所の業務統計の中に、同居届の受理件数、対応件数を含めて、養子縁組関連を加えるとともに、民間団体が関わった養子縁組の数を社会的養護の対象児として把握し、公表すること。
- ⑤ 令和元年度にできた「養親希望者負担軽減事業」について、制度化した自治体が少ない現状に鑑み、全国の自治体での制度化が進むよう、働きかけること。
- ⑥ 「養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業」について民間あっせん機関があるすべての都道府県が事業を実施するようこども家庭庁から促すこと。
- ⑦ 民間団体または児童相談所から子どもを養子として迎えるにあたって、産みの親への支援、措置費負担金、養親希望者への経済的負担等について、民間団体と児童相談所で差があることから、両者の差をなくすような措置を講ずること。

また、民間機関から特別養子縁組前提で子どもを迎えたときに、子どもの転入届、国保加入、児童手当等の手続きがスムーズにできるよう市町村の窓口には里親・養子縁組担当職員を配置すること。児童手当がいつ支給されるかについては自治体間に差異があり、統一すること。さらに、養子となる子どもの単独国保加入の際、養親希望者が負担している国保税を免除すること。

8. 児童福祉施設が取り組む多機能化・地域分散化・専門化への支援の充実

- ① 小規模な乳児院・児童養護施設が多機能化・機能転換を図る場合でも、一定の施設のケア機能を維持する必要がある。職員配置の基準となる最少の定員が現在乳児院9人、児童養護施設20人のところ、当該定員未満の小規模施設でも安定して事業運営が継続できるよう、措置費基準の見直し等の財政支援を行うこと。特に栄養士や看護師については、定員や対象児童数が減少しても継続雇用されるよう配置要件を緩和するなど、定員が一桁となった場合でも、措置入所児童の養育、子育て短期支援事業等の家庭支援事業や一時保護、フォスターリング事業などを実施できる人員体制が維

持できる制度構築を図ること。

- ② 措置児童人員の減少に比例して定員減少（職員体制縮小）すれば、子育て短期支援事業等の安定実施、受け皿確保が困難となる実態がある。社会的養育の転換期にあたり、乳児院・児童養護施設等の受け入れ体制を十分に確保し、新たな家庭支援事業や小規模かつ地域分散化等の入所することのケアの更なる質の向上に取り組めるようにするため、施設が維持する必要のある定員に対する充足率の基準（現在9割）を緩和することや、児童養護施設等の暫定定員の設定における算定対象に子育て短期支援事業（短期入所生活援助、親子入所等支援）の利用実績も含める等の措置を講じること。
- ③ 施設の多機能化を促進し家庭のニーズに常時応える体制を確立するため、子育て短期支援事業（ショートステイ）や子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業について、市町村や施設の意見も聴取した上で、事業毎に必要な職員を確保することが可能となるように、物価上昇や賃金のベースアップ状況を踏まえて、毎年、補助基準額の改善を行うこと。特に子育て短期支援事業（ショートステイ）については、ホテルコストの上昇等を勘案し抜本的な改善を行うこと。また、子育て短期支援事業に係る専任職員配置の拡充、子育て世帯訪問支援事業に係る専任職員配置の新設、子育て短期支援事業専用施設の創設等、家庭支援事業の拡充を行うこと。
- ④ 乳児院が多機能化に取り組むにあたっては、フォスタリング業務に留まらず在宅支援等の新たな機能を担うための職員再トレーニングや新たな人材確保・育成が必要であり、研修に加えてコンサルテーション等の体制を整備すること。
- ⑤ 児童養護施設内のあらゆる暴力、性暴力をなくす取組みをしている施設に対し、その取組みが維持できるような予算措置を講ずること
- ⑥ 障害児入所施設については、地域小規模障害児入所施設の創設、里親・ファミリーホームへの支援、職員配置基準の引き上げ等、十分な予算措置を行うこと。

9. 一時保護受入体制整備に向けた支援の充実

- ① 一時保護ガイドラインに沿って、地域に分散化した開放的で小規模な一時保護専用施設を、多くの子どもが活用できるよう、一時保護児童のみを対象としている現状の通知文「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」を見直し、利用者の変動の大きい一時保護専用ユニットを有効活用するため、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）で受け入れる児童が利用できるようにすること。
- ② 児童相談所付設の既存一時保護所の小規模化に向けた施設整備については、地域分散化などにより既存一時保護所の定員を縮小する場合も含めて、次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とすることを明確にすること。また、交付要綱は自治体の実情に合わせたものとし、既存一時保護所の小規模化を促進すること。
- ③ 近年の委託一時保護こども数の増加や物価高騰等を鑑み、支弁される措置費単価の充実を行うとともに、一時保護専用施設（専任職員2名及び管理宿直等職員）において、原籍校に通学できないこどもに対する学習支援やこどもの送迎時等にその体制が脆弱になるなど課題が生じているため、職員配置基準の改善を行うこと。
- ④ 一時保護委託を受ける里親に対しても、十分な支援体制を構築すること。あわせて、送迎のため

の財源や人員を確保すること。

10. 養育里親欠格事由等の見直しに関する国への調査・検討の要望

- ① 被措置児童等虐待を行った里親については、里親としての資格を喪失する規定となっているが、児童の最善の利益を保障する観点から、一律喪失ではなく里親や委託児童の状況に応じた必要な指導等での対応ができるようにする等、検討を行うこと。

11. その他

- ① 社会的養育の推進において、里親委託率だけではなく、家庭復帰や特別養子縁組などのパーマネンシー保障を評価する指標や、再通告率や再保護率、一時保護委託による里親の活用等を評価する多角的な指標の導入を検討すること。また、未委託里親の活用や委託を希望する里親を顕在化させる仕組みを設けること。
- ② 今後、社会的養育において外国籍の子どもの増加が予想され、言語の問題、入管上の問題、実親との面会など、ケースごとに対応の異なる問題が生じる可能性があるため、社会的養育にいる外国籍の子どもの実情と課題の把握について検討すること。
- ③ 児童相談所業務の質の評価を行うことが児童福祉法上明記され、令和2年4月より施行されているが、評価の依頼先に苦慮する自治体も多い。全国の児童相談所で客観的で公正な第三者評価が実施されるためには、評価者の専門性はもちろん、評価者自身が経験を積み重ね、相互に共有することができるよう、児童相談所を専門的に評価することができる機関の構築が必要である。また、一時保護やフォスタリング機関も同様の特徴があり、「第三者評価機関」の創設を検討すべきである。